

## 国際結婚に伴う子の親権（監護権）とハーグ条約に関する講演会について

表記につきましてご案内致します。

世界的な人の移動の広がりに伴って、国際結婚が増加しています。日本もその例外ではなく、当館においても、外国の方との婚姻届や、その出生届を受理することもしばしばです。他方で、婚姻関係が破綻し、夫婦間で子の親権に関する争いが生じた場合は、各国の家族法制や裁判実務にそって解決をしなければなりません。国際的な親権の争いの場合、紛争をどの国の司法手続で解決するかは大きな問題です。特に外国に滞在されている場合は、日本の法律の手が届かない場所であるため、その解決には、個人で背負わなければならない部分も多くあります。近年では、日本がハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）に加入したことにより、一方の親が他方の親の同意なく子を連れて帰国した場合、外国からお子さんの取り戻しを求めることができるようになりました。これにより、日本の裁判所も、ハーグ条約という国際的な枠組みにしたがって、日本に一度連れ帰った子を、元の居住地国に戻すことを命じており、再度、元の居住地国に戻ったうえで、親権に関する司法手続をしなければいけない場合も出てきました。日本のハーグ条約加入後は、お一人お一人が、前もって関連する法律や規則について正しい知識を身につけ、理解しておくことがますます重要になっています。また、日本人同士の婚姻の場合でも、海外で生活している時には留意しなければいけないこともあります。

今月、外務省領事局ハーグ条約室に出向中の日本の裁判官が、当地を訪問する予定ですが、この機会に、在留邦人の皆様向けにハーグ条約に関する留意点や日本の親権制度に関する講演会を開催させていただきます。以下の日程を確認いただき、ご興味のある方は、是非参加ください。

準備の都合上、参加予定の方は、3月16日（金）までに、以下のアドレスにお申し込み願います。

申し込みメールアドレス：[consular@ir.mofa.go.jp](mailto:consular@ir.mofa.go.jp)

※氏名、連絡先を記入ください。

※満席となり次第、締め切らせていただきます。ご了承ください。

演 題：国際結婚に伴う子の親権（監護権）とハーグ条約

講 演：塚田久美子外務省領事局ハーグ条約室課長補佐

日 時：平成30年3月20日午後6時15分（約1時間）

場 所：在アイルランド日本国大使館

備 考：講演の後、質疑応答の時間を設けます。

在アイルランド日本国大使館

住所 : Nutley Building, Merrion Centre, Nutley Lane, Dublin 4, D04 RP73

電話番号 (代表) : 01-202-8300

E-mail (領事班) : [consular@ir.mofa.go.jp](mailto:consular@ir.mofa.go.jp)